省　　令

○財務省令第一号

資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第六十六号）の施行に伴い、外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十二日

財務大臣　片山さつき

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　城内　実

外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令の一部を改正する省令

外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令（令和五年財務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ヘ中「第二条第十九項」を「第二条第二十二項」に改める。

附　則

この省令は、資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。

○経済産業省令第五十三号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十二日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　城内　実

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第六十六条の三　（略）	**第六十六条の三**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者は、認定計画の実施期間において、次に掲げる事実が発生した場合には、速やかに、経済産業大臣に様式第二十七の四により報告をしなければならない。	3　認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者は、認定計画の実施期間において、次に掲げる事実が発生した場合には、速やかに、経済産業大臣に様式第二十七の四により報告をしなければならない。
一　当該認定事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、企業担保権の実行又は企業価値担保権の実行の申立てがなされたこと。	一　当該認定事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て若しくは通告がなされたこと。
二・三　（略）	二・三　（略）

附　則

この省令は、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。

○環境省令第十七号

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十五条の四第五項の規定に基づき、自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十二日

環境大臣　石原　宏高

自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令

自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（沖合海底特別地区内における特定行為の許可申請書）	（沖合海底特別地区内における特定行為の許可申請書）
第三十一条の四　法第三十五条の四第三項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。	**第三十一条の四**　法第三十五条の四第三項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画（鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第二項に規定する貯留事業（鉱物の掘採に伴うものを除く。以下同じ。）のための海底の掘削若しくは同条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。）	九　特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画（鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。）
2　前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第二項に規定する貯留事業のための海底の掘削若しくは同条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。）	二　特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の掘採又は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第四項に規定する試掘のための海底の掘削を行う場合に限る。）
三・四　（略）	三・四　（略）
（沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準）	（沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準）
第三十一条の五　法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。	**第三十一条の五**　法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）